

大分県労働委員会規則第 11 条及び第 12 条の規定により、大分県労働委員会が実施した令和 2 年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を次のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 2 6 日

大分県労働委員会
会長 深田 茂人

1 不当労働行為事件

事件番号	平成31年(不)第1号				
請 求 する 救済の内容	・被申立人は、申立人が平成31年3月18日付け要求書で申し入れた団体交渉に応じなければならない。 ・被申立人は、申立人組合員が受けるはずだった平成30年冬季分賞与及び令和元年夏季分賞与を支払うこと。また、平成30年4月24日付け出向命令の無効を認めること。 ・ポスト・ノーティス				
申立年月日	H31.4.18				
調査回数	10回	審問回数		証人数	
審査の計画で定めた日数			－		備考
計画変更により増減した日数					
処理日数	審査に要した日数		194日		
	和解に要した日数		414日		
	終結までに要した日数		608日		
終結年月日	R2.12.15	終結状況	関与和解		

事件番号	令和元年(不)第2号				
請 求 する 救済の内容	・被申立人は、申立人と令和元年8月23日付けで署名した協定書及び暫定労働協約を有効なものとして、取り扱わなければならない。 ・被申立人は、令和元年8月27日付、協定書及び暫定労働協約の解約通告がなかったものとして取り扱わなければならない。 ・ポスト・ノーティス				
申立年月日	R元.9. 9				
調査回数	4回	審問回数		証人数	
審査の計画で定めた日数			一		備考
計画変更により増減した日数					
処理日数	審査に要した日数		91日		
	和解に要した日数		108日		
	終結までに要した日数		199日		
終結年月日	R2.3.25	終結状況	関与和解		

2 調整事件

(1)労働争議の調整
該当なし

(2)個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区 分	調 整 事 項	申 請 年月日	調 査 回 数	調 整 回 数	処 理 日 数	終 結 年月日	終 結 状 況	備 考
令和元年 (個) 第2号	あっせん	・降格人事の撤回 ・懲戒処分 of 撤回 ・降給に伴う賃金の回復 ・名誉の回復	R元.10.28	3回	1回	87日	R2.1.22	打切り	
令和2年 (個) 第1号	あっせん	・雇止めの一連の経緯の 説明及び謝罪 ・雇止めの撤回と原職への 復帰	R2. 5.27	3回	—	35日	R2.6.30	打切り	不参加